

# ウインタースポーツの魅力 PR 映像放映業務 仕様書

## 1 業務の名称

ウインタースポーツの魅力 P R 映像放映業務

## 2 業務の目的

ウインタースポーツの魅力やスポーツを通じたまちづくりの情報について、大型ビジョン等を活用して広く市民に情報発信を行う。

## 3 契約の履行期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

## 4 業務内容

受託者は、下記の業務に係る一切（企画、運営、連絡調整及び費用の支払い等）を業務範囲として行うものとする。

### (1) プロモーション映像の放映

#### ア 概要

別途支給するウインタースポーツの魅力を知するための PR 動画を、街頭の大型ビジョン等を活用して放映すること。なお、業務にあたっては、関係者との折衝等、映像放映に要する一切を行うこと。

#### イ 提案条件

- (ア) 放映するビジョンは、市内各所にある大型ビジョン（例：地下鉄大通駅 SAPPORO SNOWVISION、JR タワー各所のデジタルサイネージ、シネアドなど）任意の複数個所とすることし、可能な限り多くの場所で放映すること。
- (イ) 放映実施期間は、令和 4 年 2 月 1 日から同月 28 日までの期間とする。
- (ウ) 放送回数は任意の複数回とするが、各放映場所において可能な限り多くの回数を放映すること。
- (エ) 放映する動画素材は別途支給する 30 秒動画とするが、30 秒動画を放映できない場所については 15 秒動画の活用について別途相談すること。
- (オ) シネアドで上映する場合の D C P 作成費など、それぞれのビジョンの特性に応じて、動画素材を調整する必要がある場合に要する一切の経費は、受託者が負担すること。

## 5 権利関係

- (1) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) この仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議の

上、決定すること。

- (3) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (5) 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (6) 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。
- (7) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。
- (8) 成果品の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者が自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

## 6 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

## 7 個人情報の取り扱いについて

受託者は、この契約による業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守ること。

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。